

○厚生労働省令第七十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条（同法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二日

厚生労働大臣 福岡 資麿

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略) ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を含む。ただし、従業者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。)により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二十第一号イ(1)において同じ。)をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができ (1)〇四 (略) ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第二十第一号イにおいて同じ。)にあつては、第三号二、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。 ニ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。	別表第十九(第六十六条の七関係) 一〇四 (略) 五 その他 イ (略) ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)を含む。別表第二十第一号イ(1)において同じ。)をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができ (1)〇四 (略) ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号二、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。 (新設)

ホト (略)	別表第二十(第六十六条の七関係) 一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業 イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) (3) (略) ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 施設(全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。 (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。 (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。 (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。 (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。 (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。	ニヘ (略)	別表第二十(第六十六条の七関係) 一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業 イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) (3) (略) (新設)
二三十 (略)	二三十 (略)		

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十四条の規定により基準を定める都道府県は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の別表第十九及び別表第二十の基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めることができる。